



## あらゆる人権に 関することを 大津町人権啓発 福祉センターから 発信します

今まで役場庁舎内にあった人権推進課は、5月から、さらに地域と一体となった啓発活動が推進できるように、人権啓発福祉センター内に移転しました。今後は、人権に関する拠点施設としての位置づけを高め、同和問題、子どもや高齢者の人権などあらゆる人権に関する相談、啓発活動や地域福祉に取り組みます。

また、一人ひとりが様々な人権問題について正しく理解し行動できるように、人権意識の向上のために各種講座、研修会や交流会などを実施します。そしてみんなが人権と基本的な人権を尊重でき、生き生きと生活できるように、人権啓発福祉センターが町の核として「人権のまちづくり」を進めていきます。

今後の主な行事の開催予定は次のとおりです。

<b>大津町人権・同和教育推進大会</b> <b>6月</b> 部落差別をはじめ、あらゆる差別の現実に深く学び、真に人権が尊重されること豊かな人権のまちづくりを、住民主導、住民参加のもとで積極的に進めるために開催します。	<b>南杉水人権ふれあいフェスティバル</b> <b>8月</b> つつじ台区、源場区、桜丘区、運動体、民生委員、PTAなどで構成する「南杉水人権のまちづくり協議会」が主催し、交流の中から人権問題を考えるイベントです。	<b>人権啓発福祉センター夏期講座</b> <b>8月</b> 人権啓発福祉センター(隣保館)で、人権問題に関する講演会などの講座を開催します。
<b>人権バスツアー</b> <b>8月</b> 水俣病やハンセン病など、現地で学ぶ研修です。正しく理解し「命」の尊さを学びます。	<b>人権のまちづくり懇談会(学校・PTA・地域)</b> <b>10~12月</b> 行政と住民が一体となり、地域の特性を生かしながら、学校、家庭、地域をつなぐために、小学校区ごとに開催されています。ぜひ地域の懇談会にご参加ください。	<b>人権を考えるみんなのつどい</b> <b>12月</b> 人権週間に合わせて毎年開催しています。私たち一人ひとりが日常生活の中で人権意識を持ち、高めていく必要があります。
<b>人権ふれあい文化祭</b> <b>平成22年2月</b> 人権に関する啓発映画や講座など各種発表を行う予定です。	<b>出前講座と人権啓発ビデオの貸出</b> 企業や団体、地域などの人権に関する出前講座を行います。グループや団体など、人数に関係なく出向きますので気軽にご連絡ください。また、人権に関する啓発ビデオを貸し出します。グループや地域の集まり、ご家庭でご利用ください。	

## 住民税の年金からの引き落としが始まります

〈特別徴収制度〉

4月1日現在65歳以上の年金受給者のうち住民税の納税義務のある人が対象

65歳以上の人の年金所得に係る住民税の納税方法が変わります。この制度の対象となるのは、「4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務のある人」です。ただし、以下の人は対象になりません。

- ◆ 介護保険料が年金から引き落されていない人
  - ◆ 引き落とされる住民税額が老齢基礎年金などの額を超える人 など
- ※65歳未満の人の年金に係る住民税は、普通徴収となります。

みんなの  
暮らしを  
さらさら  
させる  
税金

vol.32

税務課  
☎(293)3117

- **引き落としの対象となる年金は**  
障害年金及び遺族年金などの非課税の年金からは住民税の引き落としはされません。
- **引き落としされる住民税額は**  
引き落としされるのは、年金所得の金額から計算した住民税額のみです。それ以外の住民税額はこれまでどおりの納付方法となります。
- **引き落としが中止となる場合は**  
町外への転出や、税額の変更などがあった場合は引き落としが中止になり普通徴収(納付書や口座振替)で納めることとなります。

## 平成21年10月支給分の年金から引き落としが始まります

引き落としの開始は、平成21年10月支給分の年金からとなります。そのため、平成21年度の住民税額のうち半分は、平成21年の6月と8月に、これまでどおり普通徴収で納めてもらうこととなります。

例 住民税の年税額が6万円(年金所得のみ)の場合

これまでの納め方

	納付書などで納める(普通徴収)			
月	6月	8月	11月	1月
税 額	1万5千円	1万5千円	1万5千円	1万5千円
算出方法	1/4	1/4	1/4	1/4

年税額の1/4ずつ納めてもらっていました。

平成21年度の納め方

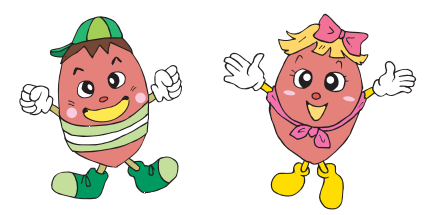
	納付書などで納める(普通徴収)		年金から引き落とし(特別徴収)		
月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

6月と8月は年税額の1/4ずつをこれまでどおり納めてもらいます。10月・12月・2月は年税額の1/6ずつを引き落としします。

平成22年度の納め方

	年金から引き落とし(特別徴収)					
月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	前年度2月と同じ額			平成22年度の年税額の残り1/3ずつ		

4月・6月・8月は前年度の2月の税額と同額を引き落としします。10月・12月・2月は年税額から4月・6月・8月の税額を差し引いた残りの税額を引き落としします。



## 生命の尊さを学習する 「人権の花運動」がスタート

5月7日、大津東小学校で開催された伝達式には、大津東小学校児童が参加し、熊本人権擁護委員協議会子どもの人権専門部会より花の種子とプランターを渡しました。

この運動は、小学生への人権に対する啓発活動として昭和57年から実施しているもので、今年は大津東小学校が選ばれました。花を育てることで生命の尊さ、やさしさが体得できればと思います。今後は、児童たちが育てた種子を12月に行われる「大津東小学校ふれあいフェスタ」で、無公害紙風船に付けて飛ばします。



今から花の種子の成長が楽しみです。

## 第18回 大津町人権・同和教育推進大会

部落差別をはじめ、あらゆる差別の現実に深く学び、日々の暮らしを見つめ直しながら、真に人権が尊重されること豊かな「人権のまちづくり」を推進するため、「こころ豊かに共に生きる」をスローガンに本大会を開催します。多くの皆さんの参加をお待ちしています。

- 日時 / 6月27日(土) 午前9時30分開会
- 場所 / 町文化ホール
- 内容 /
  - 小中学生人権作文発表会
  - 人権問題に関する講演 ほか



人権ニュース

## 新たな税負担が生じるものではありません

住民税の年金からの引き落としの導入は、納税方法を変更するものであり、この制度により新たに税負担が生じるものではありません。